

規 則

埼玉県種苗センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第六十一号

埼玉県種苗センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県種苗センター管理規則（平成六年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第四号及び様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。